

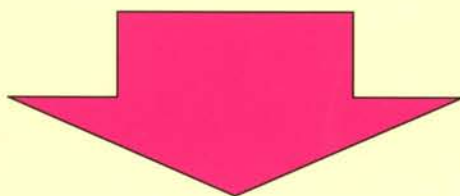
～お客さまへの重要なお知らせです～

ご利用期間中は、交通ルールを守り、安全運転でご利用ください。

平成18年6月1日から道路交通法の一部が改正され、違法駐車取締りが厳格になりました。

※違法駐車を抑止するためのポイントは次の通りです。

- ①短時間でも“放置車両”として確認されると、放置車両確認標章が取付けられます。
- ②放置駐車違反取締りを民間業者に委託することになります。



もし、ご利用期間中に**放置駐車違反の確認標章**が取り付けられたら、**レンタカーを返却される前に、**

- ◇確認標章に記載された**警察署に出頭**して下さい。
- ◇反則金の**納付を完了**して下さい。

返却時に反則金の納付が完了していない場合は、放置駐車違反に関する自認書を作成していただきます。

- ◆反則金を納付しない場合において、当社が放置違反金を納付したときは求償を行います。
- ◆上記の場合、貸渡約款にもとづき当社は(社)全国レンタカー協会に情報を提供いたします。

※警察当局は「運転者が放置駐車違反を行った場合は、レンタカー事業者と連携して責任追求を徹底する」こととしております。